

# 龍谷賞贈呈規程

制定 1990年2月24日  
一部改正 1995年3月23日  
一部改正 2014年9月12日  
一部改正 2020年9月29日  
一部改正 2023年10月31日

## (定義)

第1条 この規程は、龍谷大学校友会員（以下「会員」という）の意識を高め、会員個々の励みとするために、龍谷大学校友会が、社会に貢献し、または顕著な業績をあげた者に対して表彰することについて定める。

## (表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 龍谷賞
- (2) 龍谷奨励賞
- (3) 龍谷特別賞

## (龍谷賞)

2 龍谷賞は、社会に貢献し、かつ模範となるべき会員に対して毎年贈呈する。

## (龍谷奨励賞)

3 龍谷奨励賞は、顕著な業績をあげ、将来を嘱望される会員に対して贈呈する。

## (龍谷特別賞)

4 龍谷特別賞は、校友会員に限定せず、社会に貢献した方に対して贈呈する。

## (贈呈人数)

第3条 贈呈者の数は、龍谷賞 1名、龍谷奨励賞 2名以内、龍谷特別賞 2名以内とする。

## (贈呈内容)

第4条 第2条の規定する賞は、賞状および副賞とする。副賞は、龍谷賞50万円、龍谷奨励賞30万円、龍谷特別賞30万円とする。

## (贈呈)

第5条 賞は、式典の中で校友会長が贈呈する。

## (選考)

第6条 第2条の規定する賞の選考は、校友会常任理事会が委嘱する選考委員会（以下「委員会」という）の推薦に基づき、校友会常任理事会が決定する。

## (選考委員会)

第7条 委員会の委員の人数は、10名以内とする。

第8条 委員会の委員は、次の各号をもって構成する。

- (1) 校友会理事会の推薦する校友会理事 若干名
- (2) 校友会長の推薦する学識経験者 若干名

第9条 委員会に委員の互選による座長を置き、座長が議事を進行する。

(会計)

第10条 この規程に関する経費は、校友会計から支出する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、総務部会の議を経て、校友会常任理事会において決定する。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、校友会事務局長が行う。

付則

- 1 この規程は1990年2月24日から施行する。
- 2 受賞者とならなかった過去2年間の候補者は、当該年度の推薦がなくとも候補者として選考対象とする場合がある。
- 3 この規程は2021年4月1日から施行する。
- 4 この規程は制定日(2023年10月31日)から施行する。